

## 令和5年度事業報告

### 総括

国民の権利の明確化という目的を達成するため、積極的に事業を推進した。

公共嘱託登記に係る受託事業においては、国関係の事業においてはほぼ全て一般競争入札の導入がなされることとなった。引き続き単に価格訴求での事業実施によらず、最終的な事業の効果の受益者たる国民の権利を毀損することの無いよう資格者としての矜持を維持し適正な事業実施を行った。一般競争入札導入の拡大により、事業の確定的な実施が難しい中、発生する諸問題を解決することで法人の体制としてもより強固に事業実施を行えるようになった。登記基準点については、可能な限り多数の設置を行った。今後はよりコストを下げ且つ広範囲の実施も研究、検討していく必要がある。

官公署のみならず、国民一般にも一層の地図、登記にかかる啓発を行うにあたり、細やかな対象の分類を行い、各分類にそくした啓発手法、内容を吟味することが今後いっそう必要となると考える。

効果的な公益目的事業の実施のためにも、引き続き人材、物資両面からの充実と安定的な法人運営を具現化していく必要がある。

### 総務部

#### 1 公益法人としての法令遵守・管理体制の整備と実施

引き続き内閣府の定期検査での指摘に対して、改善・整備を行った。

定款・規則を総合的に改善するため外部専門家に依頼する事も視野に検討した。

#### 2 緊急時対応体制の実施

理事・監事間でメーリングリスト・携帯電話・SNS 等を利用した迅速で相互連絡可能な連絡運用を行った。

夜間や休日対応について対応を検討した。

#### 3 各種情報の収集、発信、管理運用に係るホームページの活用

FAX・メールやホームページを通じて協会の運営について情報を発信した。

また、ホームページの活用について研究・検討した。

#### 4 関係官公署及び各種友好団体との連絡、協調

官公署からの依頼・相談に関して対応を行った。

埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会を開催し情報収集や意見交換を行った。

#### 5 各種会議の開催と運営

毎月の理事会や社員総会の運営を行った。

#### 6 事務局運営に関する整備

事務局の運営・職員の就業状況について指導監督した。

## 経 理 部

- 1 新新公益法人会計基準に沿った経理処理の実施  
クラウドをベースとした業務処理システム、会計処理システムをもとに会計基準にそった経理処理を行った。
- 2 財務状況の分析と対策の検討  
事務局職員退職金給付引当金の検討を行った。  
業務処理システム老朽化によるシステム仕様の見直し資金を準備するため、特定資産として準備資金積立の検討を行った。
- 3 電子帳簿保存法への対応  
電子帳簿保存法改正による電子取引データ保存方法の対応を行った。  
改ざん防止のための措置として事務処理規程を定めた。あわせて検索要件を満たすための方法として規則的なファイル名を付す方法を定めた。
- 4 インボイス制度への準備と対応  
インボイス制度に沿った経理処理を行った。

## 業 務 部

- 1 受託契約に関する事項  
さいたま市浦和区岸町地区及び狭山市鶴ノ木地区の14条地図作成業務を落札した。  
各県土整備事務所及び各市町村との契約を締結した。  
越生町西和田・河原山地区換地処分に伴う建物所在変更嘱託を受託した。
- 2 受託報酬に関する事項  
県用地課に報酬額の改定の申し入れを行い、平均改定率7%増となった。  
報酬額の公嘱業務の積算に関する見直しを検討した。神奈川県土地家屋調査士会 会長 大竹正晃 様を招き、報酬額算定（サイクルタイム）の研修会を行った。
- 3 情報の収集及び伝達に関する事項  
ブロック別懇談会を行い、各地区との意見交換を行った。  
他県の公嘱協会との情報交換を行った  
埼玉土地家屋調査士会、埼玉土地家屋調査士会政治連盟との連絡協議会を2回開催し情報収集や意見交換を行った。

## 企画部

- 1 登記基準点に関する企画・研究
  - ・埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会において情報交換を行った。
  - ・法第14条地図作成作業地区内に対し登記基準点の設置を行った。

## 2 企画提案及び相談による嘱託登記制度の啓発活動

- ・埼玉県用地課等からの登記業務に関する照会に対し、業務部と連携し対応した。
- ・地積測量図の作成者問題（測量会社作成・市役所担当者押印）について協議し埼玉土地家屋調査士会・埼玉土地家屋調査士政治連盟との連絡協議会にて対応協議を行い、両会への協力要請を行った。
- ・埼玉県庁において「不動産登記に関する相談所の開設」について関係各所と打合せ等を行い、関係各所にてかかえる諸問題等を解決する手段として、当協会の専門的な知識を活用していただき、早期に諸問題を解決できるような役割を担うように働きかけを行った。
- ・国の機関より相談があり協会として対応を行った。
- ・法14条地図作成作業に関する勉強会を行った。

## 3 公益目的事業による一般向けの講演会の企画・実施

令和6年第10回公開講演会を令和6年6月28日埼玉会館にて次の通り開催した。

テーマ 「新しい法律制度導入に伴う諸問題の解決方法の整理」

第一部 「所有者不明土地に関する民事基本法制の見直し」

講師 法務省 民事局 民事第二課長 大谷 太 様

第二部 「所有者不明土地の利活用等を図る対策」

講師 国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策審議官グループ 土地政策課企画専門官 武藤 秀明 様

第三部 「狭あい道路拡幅整備事業の推進とまちづくり」

講師 豊田 俊郎 様（参議院議員、前国土交通副大臣）

「事業報告の附属明細書」について

令和5年度事業報告書には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定されている「事業報告の内容を補足する重要な事項」はない。